四　役員の履歴書、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十第二項第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

五　基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

六　基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に法第三十四条の十五第二項において準用する法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に記載された法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

七　その他法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十第三項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

（組織再編成等実施計画に係る規定の準用）

第百十五条の四　第百五条から第百十五条まで（第百十三条第二項第二号を除く。）の規定は、法第三十四条の十五第二項において法第三十四条の十（第一項及び第七項を除く。）及び法第三十四条の十一から法第三十四条の十三までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「組織再編成等実施計画」とあるのは「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百七条	同項第三号	法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十第二項第三号
第百八条第一号	予定している	予定している法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第百九条	同条第一項	法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十一第一項
第百十一条	第三十条の二十四第二号	第三十条の二十六において準用する令第三十条の二十四第二号
	対する	対する法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第百十二条	内閣総理大臣が	内閣総理大臣が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する

［条を加える。］